

# 令和元年度 総務部 重点目標

	重点事項	成果目標（注）
1	<p><b>【安定的な税財政運営】</b></p> <p>「新しい京都の未来への挑戦予算」の着実な執行を図るため、安定的な税財政運営に努めます。</p>	<p><b>〔安定的な財政運営〕</b></p> <p>○ <u>令和2年度の予算編成</u></p> <p>■ 新しい行財政改革プランを踏まえ、歳入歳出の両面から持続可能な財政構造の確立に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要課題に対応した施策への財源の重点配分や、事業効果などを踏まえた部局主体の事業の再構築などを導入した予算編成の実施</li> <li>・ 先制施策への重点化による施策の再構築</li> <li>・ 広告や寄附による収入の拡大、社会経済情勢の変化を踏まえた使用料や手数料の見直しなど、多角的な歳入確保の取組み拡充</li> <li>・ 府債残高の適正管理</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>〔税収確保の取組〕</b></p> <p>○ <u>税 収</u></p> <p>■ 府税の徴収率の向上を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標徴収率：政令指定都市がある道府県のトップの平成29年度の徴収率 &lt;99.0%（<sup>29</sup>府実績 98.8%）&gt;</li> <li>・ 目標納期内納付率（主要税目）：<sup>30</sup>実績の1%アップ &lt;個人事業税 90.5%（定期）、不動産取得税 90.8%（2月時点）、自動車税 87.0%（定期）&gt;</li> </ul> <p>■ 街頭啓発などの自動車税納付広報、課税前の税額予告通知、納期限前の納付督促、キャッシュレス納税の導入による納税者の利便性向上などの納期内納付の取組に加え、法人2税の未申告法人捕捉調査などの京都地方税機構と連携した取組を積極的に行います。</p> <p><b>〔府有資産の活用〕</b></p> <p>○ <u>PPP/PFI 公民連携プラットフォームの運営、府有資産戦略活用推進本部による様々な可能性の検討</u></p> <p>■ 所管部局と連携しながら、PPP/PFI・指定管理者制度など、民間の知恵と経験を活かした利活用の方法を検討するとともに、定期借地権方式の更なる導入や暫定利用としての駐車場貸付けの可能性を探るなど、様々な手法により資産のポテンシャルを最大限に活かす取組を進めます。</p> <p>○ <u>未利用資産の利活用</u></p> <p>■ 利活用・売却により1億円以上の収入確保を目指します。（<sup>30</sup>実績 2施設：2億6,522万円）</p>

（注）目指すべき成果目標を記載する。その際、数値目標を設定することが適当な場合は、数値目標を記載する。

## 令和元年度 総務部 重点目標

	重点事項	成果目標（注）
2	<p><b>【市町村支援の推進】</b></p> <p>市町村との連携を緊密に行い、市町村の行財政基盤づくりを支援します。</p>	<p><b>〔市町村の行財政改革支援〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村との密接な連携により個別市町村の行政運営や財政状況を的確に把握し、きょうと地域連携交付金や京都市町村未来づくり資金の効果的な運用、地方財政措置の有効活用等を通じて、市町村の健全な行財政運営を支援します。</li> </ul> <p><b>〔自治体間の連携促進〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各市町村単独では解決が困難な課題の解決に当たっては、政策企画部との連携により、「京都府北部地域連携都市圏」や「相楽東部未来づくりセンター」のように、府と市町村の連携、市町村間の連携を促し、広域的な取組の推進による課題解決を支援します。</li> </ul>
3	<p><b>【庁内管理業務のリスクマネジメント】</b></p> <p>内部統制の充実の観点から公文書や個人情報の適正管理の取組みを強化します。</p>	<p><b>〔公文書管理〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 府の行政活動に関する府民への説明責任を果たすため、公文書の作成から保管・保存、廃棄に至るまで、全職員に適切な取扱いの徹底を図ります。</li> </ul> <p><b>〔個人情報保護〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 府が保有する個人情報が適正に取り扱われるよう、各種研修等の機会を通じ条例に定める適正管理の義務について周知徹底を図るとともに、職員の個人情報保護に関する資格取得や検定受検を促進するなど、正確な知識・理解に基づき個人情報を適正に管理できる体制づくりを進めます。</li> </ul>

（注）目指すべき成果目標を記載する。その際、数値目標を設定することが適当な場合は、数値目標を記載する。